

議案第 2 号

野田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

野田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

野田市行政不服審査法施行条例（平成28年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、提出資料等の交付の手数料に係る用紙の規格に関する規定を整理しようとするものである。

参考資料

野田市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市行政不服審査法施行条例 (平成28年野田市条例第1号)

改 正 案	現 行		
<p>別表(第9条)</p> <table border="1" data-bbox="212 432 785 472"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>日本産業規格A列3番</u>を超える規格の用紙を用いる場合は、A列3番の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して手数料の額を算定する。2 (略)	(略)	<p>別表(第9条)</p> <table border="1" data-bbox="828 432 1401 472"><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>日本工業規格A列3番</u>を超える規格の用紙を用いる場合は、A列3番の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して手数料の額を算定する。2 (略)	(略)
(略)			
(略)			